



様式第9(第5条関係)
(その1)

令和7年 4月 / 日

新城市議会議長

長 田 共 永 様

氏名 浅尾 洋平

令和6年度政務活動費収支報告について

新城市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり
令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

令和6年度政務活動費収支報告書

氏 名 浅尾 洋平

(会派にあっては、名称及び代表者氏名)

1 収 入

政務活動費 150,000 円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
広 報 費	101,188 円	
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	共同使用コピー機リース料コピー使用料 円
資 料 購 入 費	0	
合 計	101,188	

3 残 額

48,812 円

(注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。
2 領収書又はこれに準ずる書類を添付する。

あさお ようへいの 議会報告



『市民の声を市政に届ける！』が
モットーの **浅尾洋平** です。
12月議会での成果は、中学校の特別教
室にエアコン設置する予算が付いたこと
です。 **中学生の声が届きました！**



ご意見、ご質問もお待ちしています

浅尾洋平の

YouTube チャンネル



Instagram
ブログなど↓



令和6年
12月議会
第24号

発行者:浅尾洋平(新城市議会議員
日本共産党 ☎22-0609)

動画は
こちら



12月議会の一般質問

①野立て太陽光発電施設計画の問題

事業者の回答は二転三転し、多くの住民が不安の声をあげる

①平井地区のバイパス沿いで進む野立て太陽光発電施設の計画。いま多くの住民が「災害時の具体的な対応が見えない」「自然豊かな暮らしを守りたい」など不安を抱えています。しかし住民への説明会では、事業者の回答は二転三転。住民は不信感が募っています。私の一般質問で、市は、事業者に「住民に理解が得られる説明をするよう指導する」と答弁しました。

②市の責任は、重大です。桜淵公園の隣接する野立て太陽光発電施設には一部フェンスがありません。国のガイドラインでは柵の設置は必須条件となっています。市民からは、「市は、適切なチェックをしているのか」と言った声が寄せられています。私は、しっかり指導やルールをつくらなければ、いい加減な太陽光発電施設のパネルが乱立する新城市になると危ぐします。



私は、新城市の土地と景観を守るため、景観条例の制定を提案しました。しかし市は「現在、考えていない」と答弁。太陽光発電施設の設置に関しては、今後、事業者・地権者・住民の3者が合意する協定書づくりが不可欠になると感じます。市の消極的な姿勢は残念です。

②南部企業団地内の産廃処理施設の悪臭対策

操業開始9年で規制基準超えの悪臭13回！住民の苦しみ続く

産廃処理施設の操業開始9年間で、悪臭防止法の規制基準を超える悪臭が13回も発生。市は、397回の調査や指導を実施したと言いますが、悪臭を根絶する改善は見られず、住民の苦しみは続いています。私は昨年9月30日、地元住民と下江市長との懇談会を仲介し、市長は「県に現状を伝える」と約束。しかし12月議会の一般質問で、担当者と課長は県事務所を訪問したもの、市長から県へ直接現状の報告がなされていないことが判明。私は、市長の対応にやる気を感じられないと指摘しました。産廃処理施設の老朽化と各種の不具合も深刻です。当該事業者は「環境保全に関する誓約書」を市に提出しているにもかかわらず、これまで悪臭に関する住民説明会の実施など行っていません。私は、産廃施設の管理責任をもつ愛知県と悪臭防止の責任をもつ市長との連携不足が、事態の悪化を招いていると感じます。



住民の人権、生活、健康を守るため、市と県は厳しい対応をとるべきです。市は規制基準超えの悪臭を二度と発生させないよう、条例や悪臭防止法に基づく勧告・命令を含む厳しい行政指導を行うべき。市長の問題意識が問われています。

③公園のいたずら被害について

高まる住民の怒りと不安

地元住民から相談を受け、公園のいたずら被害を取り上げました。市は、公園のいたずら被害について、便器に土が入られるなど過去3年間で小規模な被害が4件あり、清掃や修繕を行ってきたことを明らかにしました。

私の地元・市場台北公園では、多目的トイレの便座の焦げ跡、ガラスの破損、大量の砂が小便器に入られて男子トイレが使用不可となりました。また女子便器内に夏みかんが押し込まれる悪質な行為も確認されています。住民が清掃対応を余儀なくされています。エスカレートする悪質ないたずら発生に怒りと不安が高まっています。市の都市計画課は、私の一般質問後に北公園のトイレの修繕を行いました。

北公園のいたずら被害の現状



私は「火を使った危険行為やいたずらは犯罪」と指摘し、公園の掲示板や市の広報誌、市ホームページでの情報発信を提案。さらに公園内への防犯カメラ設置や警察との連携、被害届の提出も検討してもらうよう提案しました。

④定住人口促進策と廃校問題

市民の怒り噴出、進まない人口増加策と廃校問題

私は、市議会主催の議会報告会（舟着地域）や庭野地域の住民の声を受けて一般質問しました。1つ目は、市が2012年に策定した「優良田園住宅促進制度」の進捗です。この制度の理念は「郊外部での人口減少や高齢化」「小・中学校の児童・生徒数の減少」や地域活力の衰退をふまえ、市街化調整区域でも家が建てられ定住人口の促進と地域を活性化することです。しかし指定された舟着・庭野・八名地域では1件も実現していません。原因は、厳しい条件です。市は、県と協議し、来年度から区域の拡大や要件緩和を進める方針を示しました。

2つ目は、庭野小学校や舟着小学校の廃校計画です。庭野地区の住民から「市は、人口増加策を実現しないまま廃校だけ押し進めている。これでは地域衰退を招く」との声を紹介しました。



市は「条件緩和を進める」と答弁しましたが、この間の定住人口促進策の遅れは深刻です。地域の存続のため、住民生活の向上や子育て支援など、具体的な施策を猛スピードで実施する必要があります。

⑤観光協会の問題

市民の信頼を揺るがす観光協会 事務所移転の大問題！

新城市観光協会の会長と新城市産業振興部長・観光課長は、昨年11月20日の新城市議会全員協議会で、市観光協会の移転先事務所が都市計画法違反にあたることを明らかにし、三者がそれぞれ謝罪しました。さらに市は9月議会で可決した補助金210万円を、12月議会にて改めて減額補正すると表明。市民から「議会はナメられている」「市民の信頼を揺るがす不祥事」との声が上がるのも当然です。

市部長が違法状態を把握しながら予算化！まさに前代未聞

私の一般質問で、市の産業振興部長が、昨年6月時点で、観光協会の移転先が都市計画法に違反していることを認識していたことが明らかに。さらに、この違法性は、市の都市計画課からの指摘であったにもかかわらず、下江市長への報告が行われないうちに、9月議会への予算化（補正予算案）となっていたこともわかりました。まさに前代未聞です。私は、9月議会でこの予算に反対しましたが、14人の議員の賛成で可決。この問題の重大性は、昨年11月、市民からの情報公開請求によって、市が認識することとなりました。

市長のリーダーシップの欠如と繰り返される不祥事

私は一般質問で、部長および下江市長の責任を問いました。部長自身の認識不足と市の対応の遅れが、市の観光行政に対する信頼を揺るがす結果となったからです。部長、観光課長は既に謝罪をしていますが、私が驚いたことは、下江市長が答弁に立たなかったことです。違法な支出をとまなう予算を計上した最高責任者は、市長です。私は、市長のリーダーシップの欠如を痛感しました。

さらに専門家不在の行政運営が、繰り返される不祥事の原因の1つだと思いました。なぜなら予算委員会の私の質疑で、今回の移転にともなう賃貸借契約が不動産業者を通さず、宅建士の説明もないまま行われていることがわかったからです。

観光協会の運営体制の見直しと市との業務連携を早く

私は、以下の2点を提案しました。

- ①違法状態の解消＝観光協会の事務所を元の勤労青少年ホームに戻すこと。
- ②観光協会の運営体制の見直し＝現在、観光協会の事務局長が不在であることをふまえ、市の部長が事務局長を兼務すること。事務局長の人件費を削減するとともに、観光協会との業務連携で事業の透明性と責任を確保する。

市の対応、これで
本当にいいの？
真相は動画で！
ココ見てね！



作手診療所の「院内処方」と「院外処方」について

作手診療所の患者様へ、薬の処方のしくみを、以下、解説します。私のところに作手地区の市民の方から手紙を寄せていただき、ご不明な点を作手診療所に問い合わせをいただきました。作手診療所では、薬の処方を「院内処方（診療所内でお薬をお渡しすること）」と「院外処方（処方箋を発行し、院外の調剤薬局でお薬を受け取ること）」の2方式で対応しています。

◎「院内処方」の条件

※ぜひ、ご一読ください！

- ①診療所の在庫にある薬であること。
- ②単一のお薬を1シート単位で、そのままお渡しする形で対応可能な場合。



しかし、ご注意ください！！

※複数の薬を1回分ごとにまとめる「一包化」が必要な場合と、患者様が一包化を希望される場合は「院外処方」となります。

※1か月以上の長期処方をご希望の際は「院外処方」で対応します。

※医薬品の供給不足により在庫がない場合は「院外処方」が必要になる場合もあります。

◎「院外処方」でお薬を入手するしくみ

- ①診察のあと、診療所から患者様へお薬の「処方箋」を発行します。
- ②そして診療所は、患者様が指定した院外の調剤薬局に「処方箋」のFAXを送付します。
- ③患者様は、自分が指定した院外の調剤薬局に「処方箋（有効期限4日以内）」をもって薬を受け取りに行きます。

※調剤薬局によっては、ご自宅へお薬を届けてくれる場合もあります。詳しくは、作手診療所までお問い合わせください。

◎「院外処方」のメリットと課題

- ・ジェネリック医薬品の選択肢が広がり、患者様が支払う薬代が安くなるケースがある。
- ・医師が処方できるお薬の種類が増え、治療の幅が広がるケースがある。
- ・課題は、患者様と調剤薬局とを診療所内でインターネット（ライン）で結ぶ「オンライン服薬指導」が市内3つの調剤薬局との間で構築しているものの、実績がないこと。

★私は患者様から「薬を取りに行くに半日以上かかる」「免許を返納して車がない」「市外の家族も毎回薬を取りにこれない」など切実な声を聞きます。ご高齢やご家族のサポートが難しい場合、ご自宅まで薬を届けてくれる調剤薬局もあります。まずは、作手診療所にご相談ください。

～大盛況！大成功！～

国会報告 もとむら伸子衆議院議員

市政報告 浅尾洋平市議会議員



開催レポート 国と地域をつなぐ「政治を語る集い」

1月12日、日本共産党新城市委員会主催の集いは大盛況でした！

もとむら衆議院議員が12月臨時国会を報告し、私は新城市の12月議会を報告しました。国会議員と地方議員が連携し、市民の声を直接伺う貴重な場となりました。

会場では、東三河の医療問題、消費税減税の財源、派遣労働、同性婚など、多岐にわたるテーマで活発な意見交換が行われました。もとむら議員は一つひとつ丁寧に答え、会場は和やかな雰囲気、2時間があっという間に過ぎました。

さらに、私の市政報告では、太陽光パネル問題や市民病院移転について取り上げました。その結果、もとむら衆議院議員が国交省、エネルギー庁、総務省の各職員との、オンライン説明会の開催を取り付けて頂き3者で1月29日に行いました。

ご参加いただいた皆さん、本当にありがとうございました。これからも市民の要望を国政・市政にしっかり反映していきます！



R7 2A 折込 ① (24号)

広報 費

領 収 証									
令和 7 年 2 月 12 日									
浅尾 洋平 様									
金 額		¥ 22044							
但し 折込料		19840							
消費税		1984							
上記金額正に領収いたしました。									
登録番号・T1-1803-0202-7796									
現金		松井新 徳 社							
小切手		代表取締役							
作手配送料		200 円							
折込枚数		6200枚							
折込日		3800枚-2/18入							
種類		2400枚-2/14入							
収入印紙		50,000円							
扱者印									

領 収 証

浅尾 洋平 様									
金 額		¥ 14784							
内 訳		但し 13.14折込 4,200枚							
現金		13,440							
小切手		/							
手 形		/							
消費税額等(10%)		1344							
T9180302027649		中目新聞新城東 (有)坂部新							
コクヨ ウケ-390		〒441-1373 新城市字							
		TEL(0536)22-							

(注) 領収書又はこれに準ずる書類を重ねないように貼付する

R7 2月 (2) (24号)

広 報 費

領 収 証		浅尾洋平 様		No.
★ ￥ 1584		450枚 3/13入		
内 訳	但	R7 年 2 月 12 日 上記正に領収いたしました		収入印紙
現金		登録番号 T1810354202175		
小切手	/	愛知県新城市大海字中貝津21番地2		
手 形	/	大海新聞販売所		
消費税(10%)		鎌倉新聞店		
消費税(8%)		鎌倉 電話(0536) 25-005		
内税額計				

領収証		浅尾洋平 様		No. 75-24
金額		R7 年 2 月 12 日		
¥ 1,936		550枚 3/14入		
但 ☐ 飲食料品等(軽減税率対象)		上記正に領収いたしました		
内		愛知県新城市作手高里		
8%(税込・税抜)金額	消費税額等	字郷ノ根30番地1		
10%(税込・税抜)金額	消費税額等	新 聞		
1760	176	齋 藤 勝		
現金・カード・()		〒441-1423 電話0536-37-20		
HISAGO#778		登録番号 T48102746		

(注) 領収書又はこれに準ずる書類を重ねないように貼付する

領 収 書

2025年02月01日

浅尾洋平 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリント
〒617-0003
京都府向日市森本町
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 60,840円 (税込) 納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC41894774	品名：24号全戸配布版議会報告B4 B4 / 両面4色 / コート90 / 16,000部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	60,840	60,840
合 計				60,840

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。